

令和元年第2回
城里町議会定例会会議録 第3号

令和元年6月18日 午後 2時01分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	鯉渕和己
町民課長	雨宮忠芳
財務課長	山崎秀樹
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	阿久津忠昭
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	園部繁
下水道課長	皆川尊志
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文
農業委員会事務局長	片岡宗徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
書	記 藤 田 真 紀
書	記 高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和元年6月18日（火曜日）

午後 2時01分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 承認第1号 | 専決処分第1号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて |
| 日程第2 | 承認第2号 | 専決処分第2号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて |
| 日程第3 | 承認第3号 | 専決処分第3号（城里町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第32号 | 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第33号 | 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第34号 | 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第35号 | 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第36号 | 城里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第37号 | 城里町スポーツ及び芸術文化振興基金条例を廃止する条例について |
| 日程第10 | 議案第38号 | 城里町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例について |
| 日程第11 | 議案第39号 | 城里町農業集落排水事業債償還準備基金条例を廃止する条例について |
| 日程第12 | 議案第40号 | 城里町家族旅行村基金条例を廃止する条例について |
| 日程第13 | 議案第41号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第42号 | 財産の売払いについて |
| 日程第15 | 議案第43号 | 令和元年度城里町一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第16 | 議案第44号 | 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |

について

- 日程第17 発議第1号 七会中跡地利用に関する調査特別委員会の調査に要する経費について
- 日程第18 陳情第2号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書
- 日程第19 陳情第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第20 陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第21 陳情第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第23 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第24 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第25 報告第27号 総務民生常任委員会視察研修報告書
- 日程第26 報告第28号 教育産業常任委員会視察研修報告書
- 日程第27 報告第29号 城里町地域おこし協力隊員補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第28 報告第30号 城里町国民健康保険税の旧被扶養者に係る減免に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 日程第29 報告第31号 城里町多子世帯保育料軽減事業実施要綱の一部を改正する告示
- 日程第30 報告第32号 城里町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第31 報告第33号 城里町火葬費等補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第32 報告第34号 城里町有害鳥獣捕獲用機材貸付要綱の一部を改正する告示
- 日程第33 報告第35号 城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の制定
- 日程第34 報告第36号 わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の制定
- 日程第35 報告第37号 城里町プレミアム付商品券事業実施要綱の制定
- 日程第36 報告第38号 平成30年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第37 報告第39号 平成30年度城里町一般会計継続費繰越計算書
- 日程第38 報告第40号 平成30年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書

日程第39 報告第41号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
日程第40 報告第42号 平成30年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
日程第41 報告第43号 城里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
日程第42 報告第44号 平成30年度城里町行政評価報告書
日程第43 報告第45号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）
追加日程第1 議案第45号 工事請負契約の締結について

1. 本日の会議に付した事件

承認第1号

承認第2号

承認第3号

議案第32号

議案第33号

議案第34号

議案第35号

議案第36号

議案第37号

議案第38号

議案第39号

議案第40号

議案第41号

議案第42号

議案第43号

議案第44号

発議第1号

陳情第2号

陳情第3号

陳情第4号

陳情第5号

議案第45号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第27号

報告第28号
報告第29号
報告第30号
報告第31号
報告第32号
報告第33号
報告第34号
報告第35号
報告第36号
報告第37号
報告第38号
報告第39号
報告第40号
報告第41号
報告第42号
報告第43号
報告第44号
報告第45号

午後 2 時 0 1 分開議

議員の出欠

○議長（小坪 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

開議の宣告

○議長（小坪 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

なお、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

傍聴人は10名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小坪 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

発言の訂正

○議長（小坪 孝君） ここで、長寿応援課長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。

長寿応援課長、井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 会議の冒頭お時間をいただき、先日、2番、加藤木議員からのご質問に対する担当課からのご回答について訂正をお願いいたしたいと思います。

ご質問の高齢者対策についての中での2番目のご質問、介護保険料についての中で、介護保険料の滞納者の1号、2号の被保険者の割合についてのご質問をいただきました。正しくは、1号被保険者のみとお答えするところ、1号の割合が多いと回答いたしました。誤った回答をいたしました。おわびし、訂正いたします。

○議長（小坪 孝君） ただいま長寿応援課長が発言の訂正をされました。

加藤木議員、それでよろしいですか。

○2番（加藤木 直君） はい、オーケーです。了解です。

○議長（小坪 孝君） 執行部におかれましては、今後、発言は慎重に行われますようお願いいたします。

それでは、本日は議案質疑から入ります。

承認第1号 専決処分第1号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小坪 孝君） 初めに、承認第1号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

承認第2号 専決処分第2号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小坪 孝君） 次に、承認第2号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

承認第 3 号 専決処分第 3 号（城里町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小坪 孝君） 次に、承認第 3 号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 3 2 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第32号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 3 3 号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第33号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 3 4 号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第34号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 3 5 号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第35号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 3 6 号 城里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第36号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 3 7 号 城里町スポーツ及び芸術文化振興基金条例を廃止する条例について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第37号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 3 8 号 城里町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第38号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 3 9 号 城里町農業集落排水事業債償還準備基金条例を廃止する条例について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第39号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 0 号 城里町家族旅行村基金条例を廃止する条例について

○議長（小坪 孝君） 次に議案第40号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第41号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 2 号 財産の売払いについて

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第42号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 3 号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第43号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 4 号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第44号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討論

○議長（小坪 孝君） これより討論に入ります。

初めに、承認第 1 号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、承認第 2 号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、承認第 3 号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第32号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第33号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第34号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第35号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第36号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第37号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第38号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第39号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第40号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第41号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

さらに傍聴人1名を許可いたしました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第42号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第43号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第44号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採決

○議長（小坪 孝君） これより採決に入ります。

初めに、承認第1号 専決処分第1号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、承認第2号 専決処分第2号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、承認第3号 専決処分第3号（城里町介護保険条例の一部

を改正する条例)の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第32号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第33号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第34号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第35号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第36号 城里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第37号 城里町スポーツ及び芸術文化振興基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第38号 城里町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第39号 城里町農業集落排水事業債償還準備基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

傍聴人1名を許可いたしました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第40号 城里町家族旅行村基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第41号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第42号 財産の売払いについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第43号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第44号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

発議第1号 七会中跡地利用に関する調査特別委員会の調査に要する経費について

○議長（小坪 孝君） 次に、日程第17、発議第1号 七会中跡地利用に関する調査特別委員会の調査に要する経費についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第1号の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号の議案朗読は省略することに決定いたしました。

続いて、提出者であります七会中跡地利用に関する調査特別委員会委員長関 誠一郎君より発議第1号の趣旨説明を求めます。

特別委員長関 誠一郎君。

〔七会中跡地利用に関する調査特別委員会委員長関 誠一郎君登壇〕

○七会中跡地利用に関する調査特別委員会委員長（関 誠一郎君） それでは、提案理由の説明をいたします。

七会中跡地利用に関する調査特別委員会の調査に要する経費について提案理由の説明をさせていただきます。

平成30年6月27日発議第1号により可決された地方自治法第100条第1項の調査権を委任した七会中跡地利用に関する調査特別委員会の付議事件に対する令和元年度の調査に要する経費を19万7,000円以内とするものです。議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小坪 孝君） これより質疑に入ります。

発議第1号についての質疑を求めます。

13番、鯉渕秀雄君。

○13番（鯉渕秀雄君） ただいま発議第1号の調査特別委員会の委員長から今年度の経費について趣旨説明がございましたが、今年度の調査対象が委員の方々のほか、委員以外の方は全く不透明であります。よって、前年度の収支がいまだに精査されておられません。ですから、前年度の収支明細、それから弁護士への委任の範囲、それから笠間署への告発書の写し、それから今年度の予算の内訳書、この4点を参考資料として要求いたします。

○議長（小坪 孝君） ここで暫時休憩をいたしまして、調査特別委員会を開いて審議していただきたいと思います。

午後 2時24分休憩

午後 2時45分開議

○議長（小坪 孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

さらに傍聴人1名を許可いたしました。

それでは、特別委員長の関 誠一郎君より説明をお願いいたします。

9番、関 誠一郎君。

○七会中跡地利用に関する調査特別委員会委員長（関 誠一郎君） ただいまのことについて3点、4点ぐらいかな……

○議長（小坪 孝君） マイクを近づけてください。

○七会中跡地利用に関する調査特別委員会委員長（関 誠一郎君） 4点ぐらいあったかと思うんですけれども、まず、告発の原本をというお話ですが、これは今回発議の内容、予算で提示してありますので、お答えは控えさせていただきます。

昨年の会計に関しては、きちっと出納検査を受けておりますし、どうしてもその明細が欲しいというのなら、またこの場ではなくて別な場所でお渡ししたいと思います。

弁護士に関する委任の範囲というようなことでありますが、弁護士に関しては法的なアドバイスを正副委員長で、今まで、去年は受けてまいりました。今年は受けておりません。

以上で質疑に対する答弁をしたいと思います。以上です。

○議長（小坪 孝君） 13番、鯉渕秀雄君。

○13番（鯉渕秀雄君） 私は4点の資料を参考資料として要求したわけでございますから、口頭での回答でなくして、資料としていただきたいと思います。

○議長（小坪 孝君） どうなんだろうね、これ質疑ですので、質疑とかけ離れてしまうものですから、何とか委員長の報告でご理解いただけないかな。

13番、鯉渕議員。

○13番（鯉渕秀雄君） ちょっと、座ったままで。

質疑に関連する事案だと思うんですよ。これ、何も僕らは資料がないんです。委員さん

は全てご存じなわけですよ。その調査対象であれ、経費であれ。僕らは何の資料もないので、質疑の材料がないんですよ。ただ19万7,000円というだけで。質疑のしようがないじゃないですか、これ。

○議長（小坪 孝君） 関 誠一郎君。

○七会中跡地利用に関する調査特別委員会委員長（関 誠一郎君） 今回、まことに申しわけないけれども、今回の予算概要については、明細、私は持っているんですけども。

○議長（小坪 孝君） じゃ、事務局より配らせます。

○七会中跡地利用に関する調査特別委員会委員長（関 誠一郎君） はい、お願いします。

○13番（鯉渕秀雄君） 4点そろえて出してくださいよ。だって前年度の経費の精査ができれば、今年度の経費が妥当かどうかという判断できないでしょう、これ。

〔発言する者あり〕

○議長（小坪 孝君） ただいま資料を配付いたしました。皆様方から何かご質問がございましたら、お願いいたします。この資料についての質問をお願いいたします。

○13番（鯉渕秀雄君） だから、精査ができない、昨年度の経費予算の精査ができれば、今年度の予算が、調査対象が何であって、何でこの経費がかかるのかという議論はできないでしょうよ。だって、これ発議で出して、これ委員さんにご存じですよ、恐らく説明を受けたということですから。委員以外の方は何もなくて白紙でしょうよ。

○議長（小坪 孝君） 鯉渕議員、発議の内容は前回のあれでやっている、この、今、ただいま出したやつの中からちょっと質疑をお願いしたいんですけども。質疑がちょっと……

○13番（鯉渕秀雄君） これでは、前年度の分、全て覆い隠していちゃ、また調査やり直し……

○議長（小坪 孝君） 何とかご理解お願いします。

〔発言する者あり〕

○議長（小坪 孝君） ほかにご質問ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

発議第1号に対する討論はございませんか。

13番、鯉渕秀雄君。

〔発言する者あり〕

○議長（小坪 孝君） 大変失礼いたしました。申しわけございません。

これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

13番、鯉渕秀雄君。

○13番（鯉渕秀雄君） 私は、発議第1号 七会中跡地利用に関する調査特別委員会の調査に要する経費についてに反対の意見を申し述べます。

昨年6月27日、臨時会において設置された地方自治法第100条に基づく特別委員会は、罰則があるなど強力な権限を有する一方、いかなる範囲のものについて調査権を行使するか事前に議決されております。調査事項は、1、業務契約に関する事項、2、スポーツ振興くじ助成金に関する事項の2点であります。2については補助金の問題であり、委員会の調査にはなじまないものと思っております。

議会の議決によって与えられた調査権限は、できる、できない、多々の解釈の違いはあれど、当議会としては当然に6月27日以前に締結された業務契約についての調査権と解すべきであります。議決時点で結ばれていない業務契約についてまで調査権が付与されるとするならば、調査範囲が限定されず法の趣旨に反することになります。

先月23日、初めて調査特別委員会が公開で開催されました。私も短時間ではありましたが傍聴し、今年度の業務契約についての証人喚問に驚きを隠せませんでした。今年度、先月23日の調査特別委員会の延長にあるとするならば、議会として恥ずべき行為であり、良識の府であるべき議会の品格を損なうものであります。

最後に、30年10月、報告第42号の末尾において、刑事訴訟法第239条第2項をもってこれを告発しとあり、刑事告発をされたと読み取れます。また、その前に行われた記者会見でも議長が告発したと述べられております。よって、告発という最終目的を達した調査特別委員会は、この時点で調査は終了したものと考えられます。よって、今年度の不透明な調査は必要のないものと思うところであります。

以上、反対の討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小坪 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

10番、阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 10番、阿久津則男でございます。

発議第1号 七会中跡地利用に関する調査特別委員会の調査に要する経費について賛成の討論を申し上げます。

地方自治法第100条第1項には、地方公共団体の事務に関する調査を行い、関係者の出頭及び証言並びに記録を提出、請求することができる条例があり、引き続き調査するための経費19万7,000円を提出するものであります。

平成30年6月に百条委員会を立ち上げ、七会町民センターグラウンド維持管理委託業務に関する調査並びにスポーツとスポーツ振興くじ助成金に関する事項について、約1年間調査をまいりました。その中で、七会町民センターグラウンド維持管理委託業務につきましては、随意契約を締結する相手方を決定する見積り合わせに関し、適正に入札等に関

する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同業務を特定の業者に受注させるため、秘密事項である同業務の予定価格を教示するなどの方法により、入札の公正に害する行為を行ったと思われます。

また、百条委員会の中で、平成31年度は随意契約を見直し、一般競争入札、または指名競争入札で行うよう再三にわたり忠告し、さらに偏った水戸ホーリーホックとの協定書の見直しも求めてまいりましたが、本年度も引き続き同じ業者と随意契約を結んでおります。

また、スポーツ振興くじ助成金に関する事項におきましては、平成29年度に申請をし、いまだにスポーツ振興くじ t o t o の助成金は入っていない件について、現在の状況、さらには今後どうなるのか、またどうするのかなどを含め、百条委員会として業務契約に関する事項は現在も続いており、調査をするため経費19万7,000円を提出するものでございます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小坪 孝君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

8番、河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 私は、本案の賛成の立場で討論をさせていただきます。

百条委員会を立ち上げる1年前、私はこの議員必携をもとにしてお話をこの場でさせていただきました。もう一度、お話をさせていただきます。

議員必携、各議員が1冊ずつ持っている本、ご確認をいただければと思います。10ページに議会の使命、その第2のところですが、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が全て適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することである。この批判とは、この批判と監視、非難でもなければ、批評や論評でもなく、あくまでも住民全体の立場に立ってなされる文字どおり正しい意味での批判であり、また、住民の立場に立っての監視であるべきである。議員は以上のことを十分理解し、よくその職責をわきまえ、行動することが要求されること、まずは確認すべきであろう。議員必携に書いてあります。

先ほど鯉渕議員のほうから、昨年度の議決案件の前の案件でしか議論はできないんじゃないか、もしくはそういうことを続けてしまうと恥ずべき行為だと、議員として、議会として、おかしいことだという反対の討論がありました。

百条委員会は昨年6月27日臨時会で設置をされました。これは当然、議会本会議場で議決をされています。地方自治法第100条第1項の規定により、七会中跡地利用に関する事務について次のとおり調査を行うものとするという提案の中で（1）業務契約に関する事項、（2）スポーツ振興くじ助成金に関する事項、このスポーツ振興くじというのは t o t o の振興くじであります。現在のところ、この t o t o の振興くじの助成金にいたって

は、いまだ入金はされていない。その金額は約4,000万円。入金がされていないんです。これは町に大きな損害だと、まずは感じないのでしょうか。

まず、（１）の業務契約、奥野谷浜産業さんとの芝生の管理についての業務契約、昨年度だよ、ちょっとおかしいんじゃないかというふうにお話がありました。結論から申し上げます。昨年からの業務の継続、続きであるから、まずは、これは調査できないということはある得ない。どういうことか。

七会中跡地の業務契約に関する事項は〇〇年度と契約は限定していません。次に、本年度の契約も当初からの協定書、覚書等々、城里町とホーリーホックが結んだこの協定書ありきの契約であり、比較調査ができるということです。３つ目、昨年度の契約があった実績をもって、今回、今年度契約されているんです。当然、めちゃくちゃ、おもいっきり関連性あるじゃないですか。

そして、昨年度から引き続き行政財産の使用を認める契約も交わしています。倉庫を貸したり、行政内の、つまり公民館内部のアツマーレ内部の行政棟の一部を業者に休憩所として使用させています。これも調査対象なんです。なぜならば、地方自治法第96条第6項議決案件ではないのかなというところです。

それから、前々から議会でも指摘がありますけれども、グラウンドの刈った芝かすの処分業務は、現在町の職員が２人でやっているそうです。そして、昨年は公用車の軽トラも買うと。これは協定書、仕様書の中にも入っているんですけれども、軽トラを買う、それは約150万円プラス、昨年から引き続きの疑義ではありますけれども、環境センターで処分させているその費用は、昨年度の予算役務費という項目の計上されている中身においては150万円ほどかかっているんですね。昨年度から言いますけれども、決して安価ではないんです。そして、そこは不透明であり、その協定書の仕組みや中身、それについて明確な問題が実は明らかになっていない部分があり、皆さんとこの百条委員会のメンバーもそうですが、各議員の皆さん方もちょっとおかしい部分あるんじゃないか、ここは直したほうがいいんじゃないかということでは是正勧告をしてきています。しかしながら、それがどうして調査をするのかな、恥ずべき行為だとか、昨年度の疑義は年度が変わったから調査はしてはいけないとか、議員のチェック機能としての使命をもしかしたら忘れていらっしゃるんじゃないかなと思っています。

行政実例において百条委員会の調査は現に議題になっている事項、もしくは将来議題に上るべき基礎事項、議案調査をし、また世論の焦点となっている事件、政治調査等に基づいて、その実情を明らかにし、その他一般的に地方公共団体の重要な事務の執行状況を調査、事務調査をすることを求められています。認められています。そして、地方自治法上100条の中では規定しかありません。百条委員会はつくれるよという。それ以外の文言については、自治体の中でしっかりと話し合いをしながら、そして、本件でも先ほども何度も繰り返しますけれども、業務契約に関する事項、丸々締結の日付も日時も限定せずに、

この業務契約に関する事項と規定しているわけですから、本年に維持された業務契約に関する事項の調査ももちろん可能である、もちろん、これは先ほどお話をさせていただきました百条委員会の顧問弁護士先生にもきちっと法的なご指導をいただいていることを申し添えておきます。

と同時に、この後の（２）になりますけれども、先ほどt o t o申請分、工事内容の整合性、t o t oに対する申請はごく簡単な内容だったんです、当時。なぜt o t oが今出ていないのか、t o t oのサッカーくじはもう既にお金が出ているというふうに広報しろさにも、昨年２月、３月と載っているわけではありますがありますけれども、その内容について町の持ち出し分は8,000万円だと言っていました、実は4,000万円入っていないから、そのプラス4,000万円、１億2,000万円になっちゃうわけですね。具体的に言います。このt o t oの申請分は、t o t oの目的は、地域スポーツクラブの活動拠点を整備することなので、いかに地域住民が使うかの内容、協定書を見ますと、協定書は住民の方にはまだ見せていないと思いますけれども、この協定書を見ると、実際は水戸ホーリーホックの拠点であることは明らかなんです。

しかも、t o t oには虚偽の申請をしていたことがあるのではないかという疑義が生じています。ですから、平成28年７月21日に締結された協定書の第３条、芝生グラウンドは練習等におけるホームグラウンドとして使用するものとする、というものと、補足覚書、これは平成29年１月24日締結の第２条、一般に使用させるに当たっては、事前に使用方法、使用時間等を城里町と水戸ホーリーホックが協議の上定めるものとする。つまり、自由に使える、あれは１面コートを半分に切って校舎側のほうが水戸ホーリーホックに、町が占有を認めるグラウンド設備であります。しかしながら、山側のものについては町民グラウンドとしての設定場があるにもかかわらず、協定書の中身においては被さっている、明確ではない、もしくはt o t oの申請時においてそれが明確になっていなかったと。そういったことも今調査をしているところでもあります。

いずれにしても、これからこの調査が幾つかの問題点と課題を明確にしながら、先ほどこの議員必携にも載っていたように、地域の実情とそしてその思いをしっかりと受け止めながら、この水戸ホーリーホックとのお付き合い方、我々は水戸ホーリーホックと一緒にあって、もちろんJ 1を目指していこうと、むしろいただきたい、そのように思っています。しかしながら、その前段として税金を使う事業やそういったものについては、真剣に地に足をつけて確認作業をしながら直せるものは直していく、そして随意契約も、この前の話になりますけれども、今回の随意契約は５社を選定していながらも５社とも見積もりをとっていない、もちろん、５月23日の百条委員会の証人喚問のときに、もちろん傍聴席にいらっしゃいましたので当然ご存じだとは思いますが、そういった内容がまだまだ不透明感がある、そのことについて調査をしていくということを望みまして、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（小坪 孝君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

4番、藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 4番、藤咲芙美子です。

発議第1号 七会中跡地利用に関する調査特別委員会発議に賛成討論で行います。

特別調査委員会は議会の議決を経て調査を行っているものです。経費も議決されました。地方自治法第100条第1項において、議会は第1項の規定による調査を行う場合においては、あらかじめ予算の範囲内において当該調査のために要する経費の額を定めておかねばならない、その額を超えて経費の支出を必要とするときは、さらに議決を経なければならないと明記されています。法律は追加の経費を否定しているわけではありません。したがって、不足額を予算追加にすることを認めて、ここで皆さんのご承認をいただくことに何の法的な問題はないと思います。

調査特別委員会の任期は、調査は終了するまでとあります。閉会中もなお調査することができるとされています。これは、議員必携296ページに明記されています。その年度で任期を終了しなくてはならないものではないと考えます。今年度も継続して調査を行うため、発議に賛成するものです。

以上で終了いたします。

○議長（小坪 孝君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小坪 孝君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小坪 孝君） 以上で発議第1号に対する討論を終結いたします。

次に、発議第1号 七会中跡地利用に関する調査特別委員会の調査に要する経費についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

陳情第2号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書

○議長（小坪 孝君） 次に、陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の朗読は省略することに決定いたしました。

それでは、日程第18、陳情第2号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書を議題といたします。

本案は、6月11日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、河原井大介君。

〔総務民生常任委員長河原井大介君登壇〕

○総務民生常任委員長（河原井大介君） 総務民生常任委員会を代表し、6月11日に付託されました陳情第2号審査結果についてご報告いたします。

6月11日に本委員会を開催し、陳情内容について審査を行いました。陳情第2号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書につきましては、慎重に検証、検討、審議してから結論を出すべきであるとの意見が出され、採決の結果、本陳情は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上、総務民生常任委員会としての委員長報告といたします。議長においてお諮り願います。

○議長（小坪 孝君） お諮りいたします。

陳情第2号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

陳情第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

○議長（小坪 孝君） 次に、日程第19、陳情第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本案は、6月11日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、河原井大介君。

〔総務民生常任委員長河原井大介君登壇〕

○総務民生常任委員長（河原井大介君） 陳情第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情につきましては、慎重に検証、検討、審議してから結論を出すべきであるとの意見が出され、採決の結果、本陳情は閉会中の継続審査とすることと決定いたしました。議長においてお諮り願います。

○議長（小坪 孝君） お諮りいたします。

陳情第3号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号は閉会中の継続審査とすることと決定いたしました。

陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

○議長（小坪 孝君） 次に、日程第20、陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本案は、6月11日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、河原井大介君。

〔総務民生常任委員長河原井大介君登壇〕

○総務民生常任委員長（河原井大介君） 陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情につきましては、慎重に検証、検討、審議してから結論を出すべきであるとの意見が出され、採決の結果、本陳情は閉会中の継続審査とすることと決定いたしました。議長においてお諮り願います。

○議長（小坪 孝君） お諮りいたします。

陳情第4号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号は閉会中の継続審査

とすることに決定いたしました。

陳情第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

○議長（小坪 孝君） 次に、日程第21、陳情第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

本案は、6月11日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、河原井大介君。

〔総務民生常任委員長河原井大介君登壇〕

○総務民生常任委員長（河原井大介君） 陳情第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書につきましては、慎重に検証、検討、審議してから結論を出すべきであるとの意見が出され、採決の結果、本陳情は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議長においてお諮り願います。

○議長（小坪 孝君） お諮りいたします。

陳情第5号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第5号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程追加

○議長（小坪 孝君） ここで、日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま、町長から議案第45号 工事請負契約の締結についてを提出したいとの申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1、そして直ちに議題といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長（小唄 孝君） 追加日程第1、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 追加議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第45号 工事請負契約の締結についてであります。城里町防災情報伝達システム整備（防災行政無線デジタル化）工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案とともに説明資料を付しておりますが、契約金額は3億7,800万円でございます。契約の相手方である株式会社富士通ゼネラルは、審査項目である工事費見積金額が最も安価であり、プロポーザル審査委員会の総合評価点の合計点が最高点でありました。関東総合通信局内での同種工事の実績も多く、業界内でも上位に位置する製造メーカーであるため、優れた専門知識や運用実績を備えており、契約の相手方として適切だと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第45号についての質疑を求めます。

3番、猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 防災無線に対して知識が浅いために何点か確認をちょっとさせていただきたいと思うんですが、現在、各地区常北、桂、七会、3地区において、どのような方法で防災の伝達をしているのか、要するに現在のシステムをちょっと教えていただければと思うんですが。ざっとで結構です。

○議長（小唄 孝君） 町長、上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

まず、常北地区におきましては屋外のスピーカーによる防災情報の伝達を行っております。桂地区におきましては戸別受信機と屋外のスピーカーを併用しております。七会地区におきましてはスピーカーがなくて戸別受信機のみ方式であります。3地区それぞれ違った方式を採用しているところ、このたび1つの方式に統一しようとするものでございます。

○議長（小唄 孝君） 3番、猿田正純君。

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

町内一円の一体的な防災情報伝達システムという、今の、今度の新しいシステムだと思

うんですが、このシステムに変わるということは、現在までのものは全て撤去をされるのでしょうか。その辺のところをちょっとお伺いいたします。

○議長（小坪 孝君） 総務課長、鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） ただいまの3番、猿田議員の質問にお答えをしたいと思います。

現在の無線のシステムにつきましては撤去になると思います。ただ、七会につきましては光ファイバーが通っていて、これは防災無線だけではなくて一般家庭のパソコンをつないでのインターネット等に使用しておりますので、こちらの撤去はないと思います。

○議長（小坪 孝君） 3番、猿田正純君。

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

七会地区の光ケーブルはインターネットなどで接続されているかと思うんですけども、なかなかこの辺は難しい問題かなと思います。2点ほど、ちょっと最後の質問なんですが、光ケーブルの年間補修維持管理費は幾らぐらいかかっているのかというのが1点と、あともう一つ、企画提案型のプロポーザル方式の中で現在使用している有効なものを利用して城里町にとって有益な技術提案というようなものは、この今回の4社の中でどこにもなかったのかということをお伺いしたいんですが。よろしくお願いします。

○議長（小坪 孝君） 町長、上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今、光ケーブルに関する維持費についてのご質問がありましたが、そういったことも含めて実はペーパーを用意してありますので、配付してよろしいでしょうか。金額にかかわることですので、事前に書類を用意しておりますが、配付してよろしいでしょうか。

○議長（小坪 孝君） はい。

じゃ、総務課長、光ファイバーの維持管理費、聞かれているやつだけ答えてください。あとは簡潔に、光ファイバーの値段だけ……

〔「いや、でも2つ質問があったと思いますので、1つは光ファイバーの値段と」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） はい、じゃ、簡潔にお願いいたします。

町長、上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

質問は大きく分けて2つ質問があったというふうに思います。1つ目は、七会地区の既存の光通信ケーブル及び戸別受信機の維持費について幾らぐらいかかっているのかという質問でございます。それから、もう一つ質問があったかと思えます。既存のものを有効に生かすというような検討をしたのでしょうかという質問でございました。そういったことをプロポーザルの中で検討したのでしょうかという質問で、2つの質問に分かれていたと思います。

まず1つ目の質問ですが、これは（２）に当たります。七会地区の既存の光ケーブル及び戸別受信機の維持費についてということであります。七会地区の既存の戸別受信機は老朽化が進み、故障も多い状況にあり、関連費用は年間約874万円となっております。内訳は通信機器関係が212万5,440円、一斉放送システムサーバー機器使用料でございます。光ファイバー関係391万599円、光ファイバー保守料でございます。3つ目、戸別受信機関係270万円、故障による交換費用でございます。年間約50台程度の費用が今、毎年かかっております。合計で873万6,039円が実績としてかかっております。

2つ目の質問として、検討会のほうでこういった既存のシステムの活用の可能性を議論したのかということでございます。これにつきましては（１）のところが回答になっているかと思しますので、読み上げます。

七会地区の光ケーブル活用による費用縮減の可能性についてということで、今回新たに七会地区にも常北、桂地区同様に無線式の屋外スピーカーを整備します。このために無線中継局を七会地区にも設置するため、光ケーブルによる戸別受信機の整備を継続すると、結果的に2系統の整備をすることになってしまい、経費が安くなる可能性は少ないと判断します。むしろ、常北、桂とは別機種の戸別受信機を今後も購入し続けるとなると、同一機種でそろえて整備するより機器代金は高くなり、2種類の受信機を維持管理することで、その後の管理も複雑になるため、維持管理費用の面でも好ましくありません。

議会代表や消防団長も参加して、平成30年度に開催された防災無線整備検討委員会の最終的な意見書は、光ケーブル活用の方針を示しませんでした。整備検討委員会は防災情報を個人携帯電話に直接提供することを前提とするシステムを整備することとし、戸別の受信機の配付は携帯電話を持っていない高齢者世帯などに限定する方針を示しました。そのため、プロポーザル仕様書でも七会地区の光ケーブル活用を条件としませんでした。

もうちょっとわかりやすく言いますと、本庁舎から無線で防災情報を飛ばして、各地区の無線中継局からまた各地区のスピーカー等に無線で飛ばしていくわけですが、戸別受信機に対しても無線で飛ばして戸別受信機まで情報を運んでいくので、光ケーブルがそもそも必要がないシステムとなっております。ですので、光ケーブルがあってもなくても高齢者世帯等で戸別受信機は使えるという前提になっておりまして、わざわざその光ケーブルのための別の機械を購入したり、維持していくというと、二重のシステムになってしまうので、逆に複雑、高価格になってしまうのではないかと考えております。

また、これは後になっての分析ではありますが、また、そもそもプロポーザルの提案を求めるための仕様書、こういうふうな仕様で提案をしてくださいねという、プロポーザルの仕様書がどのようにつくられたかということですが、それは30年度に議会代表、それから消防団長なども含めた検討委員会で、こういう機能を持ったものを提案してくださいという最終的な意見書が取りまとめられまして、その意見書にしたがってプロポーザル要綱がつくられております。その意見書の中で、七会地区の光ケーブルを生かすべきという提

言がなく、逆にその提言内容としては、今携帯電話が非常に普及しているので、携帯電話へ直接メール等で情報が飛ぶシステム、そして、携帯電話がない人には戸別受信機を配付しようという、そういった方針が示されておりますので、プロポーザル提案の中では光ケーブルを前提としない募集要項になっておりました。よって、4社全ての提案内容として、光ケーブルの利用を前提としない形で、4社ともすばらしい提案でしたが、4社の提案はいずれもそういった内容の提案であったということでもあります。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 3番、猿田正純君。

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

4番、藤咲芙美子。

○4番（藤咲芙美子君） 今、光ケーブルはなくしちゃおうということ。光ケーブルをどうするんですか。今まで整備した光ケーブルはどのようにされるんですか。それが1つね。

それから、この、今マストはラップですよね、ラップ形式。それをまた同じような波長のままで続けるのでしょうか。ラップ形式なのか、それとも何かこう新しい形式のものにするのか、そこのところちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（小坪 孝君） 町長、上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、回答させていただきます。

まず、七会地区の光ファイバーは残ります。なぜ残るかということ、インターネット各家庭で使っていますので、それ用として残ります。ただ、光ファイバーと戸別受信機をつなぐ必要はないので、戸別受信機としては常北、桂と同じ仕様のものが七会の各家庭に置かれても、無線で飛んできてちゃんと受信できますので、有線でつなぐ必要はないということです。ただ、光ファイバー自身はインターネット用としてそのまま残るということです。

それから、もう一つはスピーカーの件ですけれども、スピーカーがさらに聞こえやすくなるように改善を施した形でまた新しいものが導入されると。今はアナログ方式ですが、統一化されたデジタル方式によって町内全域のスピーカーが動くということになるかと思っています。

詳細については総務課長より説明させます。

○議長（小坪 孝君） 総務課長、鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 4番、藤咲議員の2つ目の質問で、ラップ化というのはスピーカーの形状のことかと思うんですけれども、ラップ状の形状ではありません。四角い箱のもので、従来に比べまして直進に声が届くようなシステムになっているものでございます。

○議長（小唄 孝君） 4 番、藤咲芙美子君。

○4 番（藤咲芙美子君） わかりました。

ソノコラムスピーカーとか、ハイパワースピーカーとか、何かそういうものなんでしょう。ちょっとね、ラップ形式のもので少し性能がよくなるというのでは、ちょっと今までと同じような形になっちゃうなと思うんですけども、箱型というのはホーンアレイスピーカーというものでね、これは従来型より二、三倍の音の距離が長いものだというようなことを、ちょっとこうネットでちょっと見たんですけども、どういうものが予定されているのか、どのぐらいの距離まで続けるのか、今までドアを閉めてしまうと聞こえなくなってしまうというようなことが住民からあって、それがやっぱり一番問題だと思うんですね。窓を閉めてもある程度どこら辺まですっところ雑音もなく聞こえるものなのか、ちょっと本当に私たちは機器がどうのこうの、システムどうのこうのは行政で考えていただければいいんですけども、私たち住民は聞こえるか聞こえないかが重要なんです。です。で、そここのところきちんと住民の声にきちんと答えられるのか、防災無線の声がきちんと届くのか、実証したのか、そこら辺のところちょっとしっかり見ていただけたのかどうかをちょっと教えてください。

○13 番（鯉渕秀雄君） 議長、そこは止めたときのように、それ今の質疑じゃないでしょう。僕を止めたときのように議長止めてくださいよ。

○議長（小唄 孝君） 執行部から説明書が出ているから了解しなきゃならないのかなという、町長も説明しているし、やっぱりそこら辺の質疑、町長が説明書を出して説明しているものですから、そこら辺脱線しちゃっているのかなという、ご理解いただきたいと思。います。13番、鯉渕議員。執行部から先に説明書が出ちゃって、質疑とは違う説明書がで。ちゃっているんだから、ご理解くださいよ。

総務課長、鯉渕和己君。簡潔にお願いします。

○総務課長（鯉渕和己君） 4 番、藤咲議員の2 回目の質問にお答えをいたします。

スピーカーが聞こえるものなのかということで、先ほどもお話しましたが、何でも言うんですかね、性能とかにつきましては、ちょっと専門的なものになってしまうので、ちょっと手持ちの資料ございませんけれども、どこのメーカーも検証はしています。プロポの中でもそれは発表されていまして、全ての地区について聞こえるかどうかの検証をして、聞こえるということで提案を受けています。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 町長、指摘がありますので、この、あれから外れないように説明をお願いします。

町長、上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと補足します。

総務課長から話したとおり、実証等行って全域で聞こえるというような形の前提でスピ

カーの位置を決められているわけですが、藤咲議員の質問の中で、部屋の中で聞こえるかということですが、窓を閉めて聞きたくない、寝ているので聞きたくないという人もいるかもしれませんので、部屋の中の奥まで聞こえるかということ、それはその部屋の奥までははっきりと聞こえないというふうには思いますが、それを補足するシステムとして先ほども説明しましたが、防災情報を個人の携帯電話に直接提供することを前提とするシステムを構築するということで、部屋の中にいる人も含めて携帯電話へ直接防災メール等が入るというシステムをつくっていくと。携帯電話がない高齢者世帯には、家の中に戸別受信機を置いて戸別受信機でお知らせするというので、外のスピーカー、個々の携帯電話、さらに高齢者用の戸別受信機という３段構えで情報を伝えていこうという、そういった考え方になっております。

○議長（小坪 孝君） ４番、藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君） ３段構えということでした。ご答弁いただきましたが、３段構えにするならば、防災無線の戸別受信機を全ての町民に与えて、設置して、そこでいらないという人は断ってもいいんじゃないかと思うんです。基本的には戸別受信機は全て全戸に配付すべきかと思っております。それで、選ぶのは住民です。設置を安心できるかどうかというのを与えるのは、多分住民ですね。ですので、そのところでちょっと考えを改めていただければいいのかなということをちょっとお伝えしておきます。そんなところで。もう少しお伝えしたいと思います。全戸で戸別受信機をお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長、上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 戸別受信機を全戸にということですが、戸別受信機を携帯電話を持っていない世帯にというような方向性はいろんな住民、消防団長や議会の代表の方も含めた委員会の中の意見書で、全戸じゃなくてもよいという意見書をいただいてプロポーザル要綱をつくっておりますし、また、もともと常北地区では全戸に配っておりませんでしたので、そのようなことがなくても費用対効果を考えて大丈夫という意見も多いのではないかと理解しております。

○議長（小坪 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論は１人１回の原則により１回のみとします。

なお、発言時間は１０分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

２番、加藤木 直君。

○２番（加藤木 直君） ２番、加藤木 直でございます。

我々、議会は執行機関と対等の関係にあります。常に執行機関に対する政策の提案、監視、評価、そういった機能を果たすことにより、緊張関係を保つことが求められております。執行部から提案される議案に対し、質疑、一般質問、討論の場がまさにそれに当たります。私は、町議会の役割を果たすため、質疑に引き続き討論に参加することを最初に述べまして、反対討論を行います。

追加日程第1、議案第45号 工事請負契約の締結について反対の立場から討論を行います。

今回の防災情報伝達システム整備工事でございますけれども、公募によるプロポーザル方式という契約方式でございます。技術の提案や城里町に有益な提案、さまざまな提案がなされ、最終的にプロポーザル審査委員会の審査結果、総合評価点最高点のA社が契約候補となったという説明資料をいただきました。

先ほども質疑の中にありましたように、七会地区の光ケーブルを現況のまま生かし、現在インターネット等に接続をされている方もおられるとのことで、これを撤去するわけにはいかないと思います。年間の維持管理費についても、まあまあかかっているようでございますので、光ケーブルを有効に有益に利用できないものか。

私は、防災無線には全くもって知識はございませんが、しかしながら、本来切っても切れないこのような議論をなくして、防災無線の工事を3億、4億の工事を簡単に決めてしまっているのかどうか。提案型のプロポーザル方式だと言っておりますけれども、この城里町にどのような部分が有益な提案だったのか、一体何だったんだろうと思います。優秀なコンサルをつけ、仕様書をつくり、そして一般競争入札ではいけなかったのでしょうか。私も全くの素人の意見ではございますけれども、光ケーブルをそのまま有効に使用して、その設備を屋内外の無線システムと融合させていくというような方式が、そういったものが構築できないものなのでしょうか。

先ほども町長から説明がありました。経費が安くなる可能性は少ないと判断しますということでございますけれども、もっともっと議論をしていただきたいと思います。時期尚早、まだまだ議論が必要かと思われれます。

以上、討論を終わります。

○議長（小坪 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小坪 孝君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 以上で議案第45号に対する討論を終結いたします。

これより議案第45号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

以上で採決を終結いたします。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてから日程第24、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についての3件を一括議題といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定により、各委員会の運営に関する事項について閉会中の継続審査との申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第27号 総務民生常任委員会視察研修報告書

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第25、報告第27号 総務民生常任委員会視察研修報告書を議題といたします。

総務民生常任委員長より報告を求めます。

総務民生常任委員長、河原井大介君。

〔総務民生常任委員長河原井大介君登壇〕

○総務民生常任委員長（河原井大介君） 総務民生常任委員会を代表し、去る平成31年2月18日に行いました研修についてご報告をいたします。

本委員会は福島原子力発電所廃炉資料館及び福島第2原子力発電所の視察に行っていました。福島原子力発電所廃炉資料館は、福島原子力事故の事実と廃炉事業の現状等を確認できる場として、福島県双葉郡富岡町の旧エネルギー館に設置をされたものであります。

事故のときの構内や中央制御室の様子を再現した映像、汚染水対策のプロジェクションマッピング等の紹介、事故発生時の状況や原発事故の教訓、廃炉に向けた取り組みの現状等について、映像や模型などを用いた展示等を視察いたしました。事前の備えによって防ぐべき事故が防ぐことができなかったという事実に向き合った事故の反省がされておりました。

次に、厳重な本人確認や厳しいチェックの後、福島第2原発内に案内をされました。東日本大震災の地震発生後、福島第2原子力発電所内では、1号機から4号機は運転中でありましたが、地震により全ての原子炉が自動停止いたしました。地震による津波の被害を受け、原子炉の冷却機能を損失しましたが、4つのうち1つの外部電源が生き残り、そこにケーブルを接続し、原子炉を冷やすことができ、冷温停止ができたことなどの具体的な説明を受けました。

職員の真摯な姿、現場の厳しい安全管理の状況、そして周辺の住宅の帰還できずに空き家になっている状況、日本、そして世界のエネルギー事情等、さまざまな事情を勘案しながら参加議員それぞれに感じるどころが、思うところがあったように思います。

以上、調査の概要を述べまして、総務民生常任委員会の研修報告とさせていただきます。

報告第28号 教育産業常任委員会視察研修報告書

○議長（小坪 孝君） 次に、日程第26、報告第28号 教育産業常任委員会視察研修報告書を議題といたします。

教育産業常任委員長より報告を求めます。

教育産業常任委員長、藺部 一君。

〔教育産業常任委員長藺部 一君登壇〕

○教育産業常任委員長（藺部 一君） 教育産業常任委員会を代表し、去る平成31年2月18日に行いました研修についてご報告をいたします。

本委員会は、福島県Jビレッジの視察に行っていました。Jビレッジは東京電力が地元貢献のためナショナルトレーニングセンターを建設し、福島県へ寄贈し、福島県は外郭団体である県電源地域振興財団へ移管したもののことです。

ご存じのとおり、2011年3月11日の東日本大震災後は、除染場所や復興の前線基地が作業員の宿泊所として使われましたが、2018年7月28日に本来のナショナルトレーニングセンターとして復活いたしました。施設面積は東京ドームの10個分の49ヘクタール、天然芝ピッチ8面、人工芝ピッチ2面、全天候型サッカー練習場、雨天練習場、ホテル約客数200、フィットネスクラブ、アリーナ、プール、約730台の収容の駐車場を備えた一大トレーニングセンターとなっております。

全天候型サッカー練習場は鉄骨2階、延べ面積約1万平方メートル、人工芝のグラウン

ドは天井までの高さが約22メートル、屋根は汚れが落ちやすい加工を施し、自然換気方式で維持管理費を抑えたそうです。建設費は約22億円で、スポーツ振興くじ助成金15億円、残りは給付金7億円を賄うとのこととあります。これは、城里町もぜひ真似をすべきものと感じました。

2019年4月20日の常磐線全面開通に合わせてJビレッジ駅が開業されることも決定しておりました。現在は既に平成最後の新駅として誕生しております。Jビレッジでイベント開催時のみ臨時駅として停車するという運営だそうです。地元では復興のシンボルとなっているとのこととです。

以上、1日でも早く福島県が復興することを願ひまして、委員会の報告をさせていただきます。

-
- 報告第29号 城里町地域おこし協力隊員補助金交付要綱の一部を改正する告示
 - 報告第30号 城里町国民健康保険税の旧被扶養者に係る減免に関する取扱要綱の一部を改正する告示
 - 報告第31号 城里町多子世帯保育料軽減事業実施要綱の一部を改正する告示
 - 報告第32号 城里町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
 - 報告第33号 城里町火葬費等補助金交付要綱の一部を改正する告示
 - 報告第34号 城里町有害鳥獣捕獲用機材貸付要綱の一部を改正する告示
 - 報告第35号 城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の制定
 - 報告第36号 わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の制定
 - 報告第37号 城里町プレミアム付商品券事業実施要綱の制定
 - 報告第38号 平成30年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
 - 報告第39号 平成30年度城里町一般会計継続費繰越計算書
 - 報告第40号 平成30年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書
 - 報告第41号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
 - 報告第42号 平成30年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
 - 報告第43号 城里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
 - 報告第44号 平成30年度城里町行政評価報告書
 - 報告第45号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第27、報告第29号 城里町地域おこし協力隊員補助金交付要綱の一部を改正する告示から、日程第43、報告第45号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）の17件については、後ほどご熟読願います。

以上で今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小唄 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可します。

町長、上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和元年第2回城里町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会に提案いたしました議案等につきましては、慎重審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。また、議員各位から賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行の参考とさせていただきたいと存じます。引き続き格別なるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回まことに残念ながらご理解を得られませんでした案件につきましては、再考させていただきたいと存じます。

最後になりますが、議員各位には体調管理に十分に注意され、城里町発展のため、ご尽力くださるようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小唄 孝君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、会期中、終始熱心なるご審議と議会運営に格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議し、終了できますこと、まことに心から御礼と感謝を申し上げます。

また、執行部におかれましては、議員各位よりございましたご指摘やご意見を真摯に受けとめ、住民福祉の向上にご尽力されますことを望みます。

閉会の宣告

○議長（小唄 孝君） 以上で、令和元年第2回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時05分閉会